付録 ③ 中国風力発電における主な政策と措置

1994	系統連系風力発電ファーム管 理規定	電力会社に風力発電の電気の全量買取を義務付け
1996	第九次五カ年計画	再生可能エネルギーの研究開発に六千万円人民元予算。中に 600 k W
		の風力タービンの開発を含み、新規風力発電プロジェクトを 40%現地
		調達と規定。
1996	風力発電ファーム発展ローン	低金利ローンを風力発電ファームに提供、特に中国国内製造の風力タ
		ービンを採用するプロジェクト
1997	風に乗る計画	中国と外資系の合弁会社二社を援助。研究開発に自国製部品の採用を促進
1997	双加計画	低利息や無利息のローンを誘因で、風力発電の導入量の倍増(「双加」) を促進
1998		輸入のタービンに付加価値税を課するが、輸入の部品は税金を免除
-,,,	の修正	
2001	第十次五力年計画	MW 級の風力タービンの発展を支持
2001	風力発電からの電源の付加価	付加価値税を17%から8.5%まで削減し、電気料金の削減につなぐ
	値税を削減	
2003	風力発電特権プロジェクト	政府が入札を運営。予め風力ファームを選択し、落札された業者は政
		府が決めた現地調達(最初の 50%から、2004 年に 70%まで増加)な
		どの条件で運営する。
2006	再生可能エネルギー法	再生可能エネルギーの開発・利用をエネルギーの優先して発展する分
		野とし、達成目標の設定で、再生可能エネルギー市場の発展を促進。
		固定価格買い取り制度の導入、特別基金を設立して再エネを発展させ
		る。
2006	再生可能エネルギー電気料金	電気料金に特別料金を上乗せ、再エネ発電のコストを補助
	及びコスト分担管理に関する	
	暫定措置	
2006	第十一次五力年計画	2 - 3MW の風力タービンの商業化を支持
2007	再エネ付加料金の収益分配に	地域間に上乗せ料金の余剰を不足の地域に流用
	関する暫定措置	
2007	再生可能エネルギー中期及び	国の再生可能エネルギーの発展目標を設定。総消費電力量に、再エネ
	長期発展計画	の占め率を 2010 年までに 10%、2020 年までに 15%。中に、風力発電
		は、それぞれ 5GW、30GW を導入。
2008	第十一次五カ年計画に再生可	風力発電の導入量を 2010 年までに 10GW、中国タービン・メーカー

	能エネルギー発展計画	の製造能力を毎年 5 GW を達成
2008	風力発電設備の産業化のため	中国国内のタービン・メーカーを対象に、1MW 以上のタービンを製
	の特別基金の管理に関する暫	造、先着 50 基に対する直接補助
	定措置	
2010	洋上風力発電発展に関する管	全ての計画は中央政府の同意と管理で運営すべきと規定
	理措置	
2010	洋上風力発電特権プロジェク	最初の洋上風力発電特権プロジェクト。2010年までは 100MW 導入済
	}	み
2010	風力タービン部品輸入関税修	1.5 MW かこれ以上のタービンを製造するために輸入する部品に対す
	正	る関税の減免

出典:(Buen & Castro, 2012; China-Denmark Wind Power Development Project Office & China Renewable Energy Association, 2009; Lewis, 2013)。筆者整理。